

令和4年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』による

調査の目的

児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校（義務教育学校含む）の実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また不登校児童生徒への適切な支援につなげていくこと。

調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

調査対象学校数

小学校 340校、中学校 148校

調査内容及び結果

	件数等	前年度	1,000人当たり	1,000人当たり (全国平均)
暴力行為の発生件数	4,939件	5,010件	19.4件	7.5件 ^{※1}
いじめの認知件数	12,248件	7,556件	48.2件	53.3件 ^{※2}
長期欠席者数	10,771人	11,906人	42.4人	48.8人
うち不登校児童生徒数	8,170人	6,616人	32.2人	31.7人

※1 高等学校含む ※2 高等学校・特別支援学校含む

● 暴力行為について

横浜市では、児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって、軽微な暴力行為を見逃さず、組織で把握しており、1,000人当たりの件数が全国平均を上回っています。児童生徒の内面や、その背景の理解に努め、未然防止の取組に重点を置き、あたたかい人間関係づくりやチーム学校としての対応及び関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

● いじめ(認知件数)について

文部科学省の見解に基づき、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知した結果、認知件数が大きく増加し、全国平均に近づきました。今後も、早期発見・早期対応に努めます。

● 不登校について

不登校児童生徒数の増加率(23.5%)は、全国とほぼ同様(22.1%)となっています。長期化するコロナ禍による生活環境の変化や、不登校に対する保護者の意識の変化などが背景として考えられます。学校内・学校外・家庭等、児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所と個別最適な学びを提供できるよう、引き続き多様な支援に取り組んでいきます。

調査結果の詳細については別添資料をご覧ください。

お問合せ先	
暴力行為について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 住田 剛一 Tel 045-671-3706
いじめ(認知件数)について	
長期欠席・不登校について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 末吉 和弘 Tel 045-671-3773

令和4年度 「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の 状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』より
令和5年10月 横浜市教育委員会

1 暴力行為の状況

- (1) 暴力行為の発生件数
- (2) 学年別暴力行為者数
- (3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況

2 いじめ

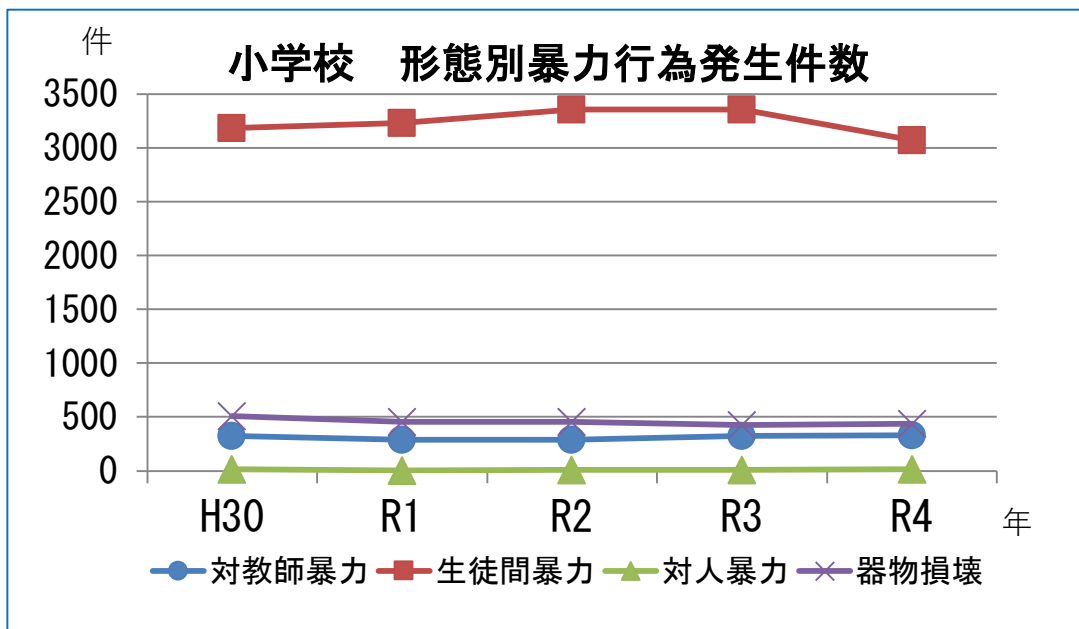
- (1) いじめの認知件数・いじめの態様
- (2) いじめの年度内における解消率・解消件数
- (3) いじめ発見のきっかけ

3 長期欠席の状況

- (1) 長期欠席者数の内訳
- (2) 不登校児童生徒数
- (3) 不登校の要因
- (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

※注釈、本調査における定義・調査基準は、
12ページ以降に記載。

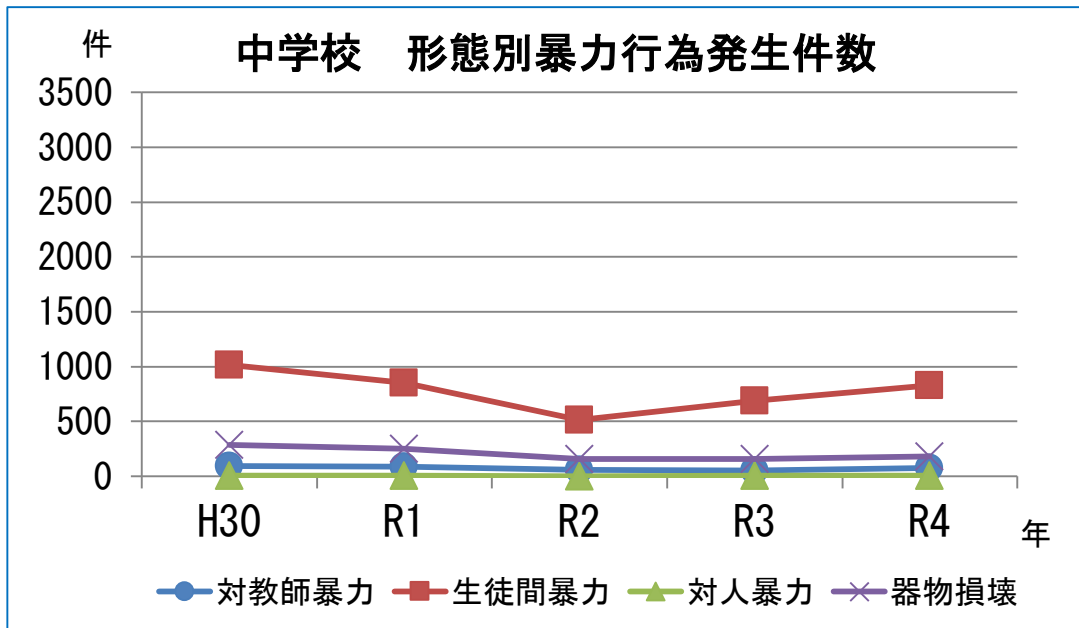
1 暴力行為の状況 (1) 暴力行為の発生件数



小学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	326	291	289	322	330	2.5%
生徒間暴力	3,185	3,232	3,358	3,359	3,069	▲8.6%
対人暴力	15	6	10	7	14	100%
器物損壊	508	456	456	424	436	2.8%
合計	4,034	3,985	4,113	4,112	3,849	▲6.4%

中学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	91	88	59	52	73	40.4%
生徒間暴力	1,017	854	511	687	829	20.7%
対人暴力	4	6	2	3	6	100%
器物損壊	286	251	160	156	182	16.7%
合計	1,398	1,199	732	898	1,090	21.4%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
小中合計	5,432	5,184	4,845	5,010	4,939	▲1.4%

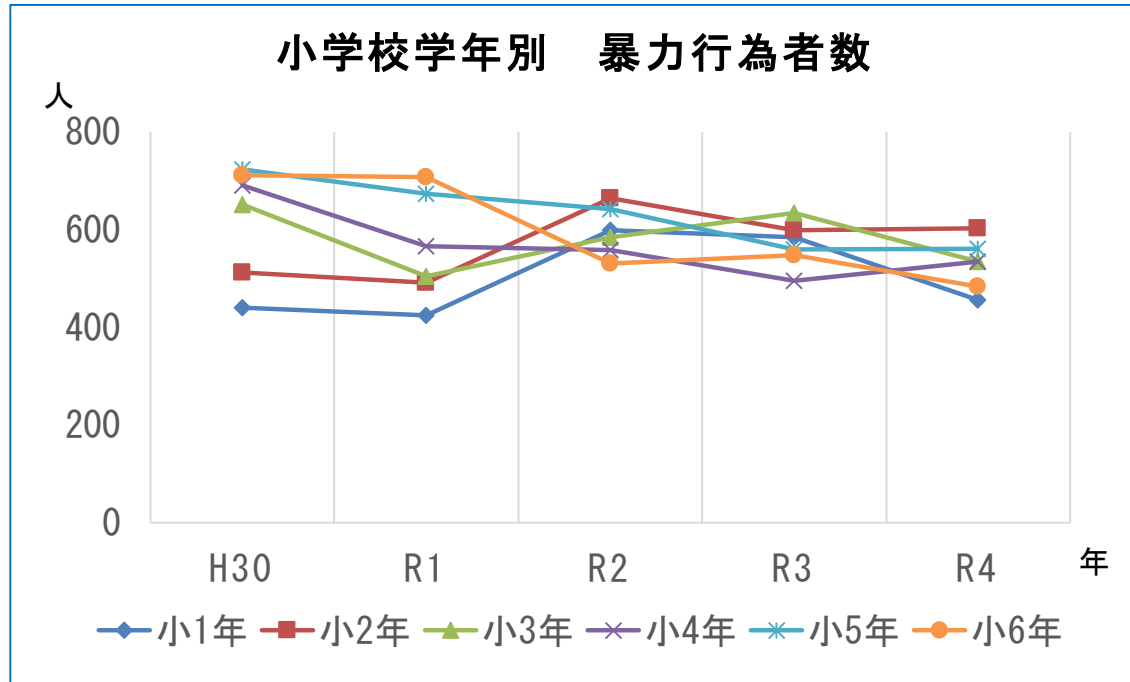


・小学校の暴力行為発生件数は、前年度に比べて減少、中学校は前年度に比べて増加していますが、小中学校の暴力行為発生件数合計は、ほぼ横ばい状態です。内訳としては、前年度までと同様に生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順です。

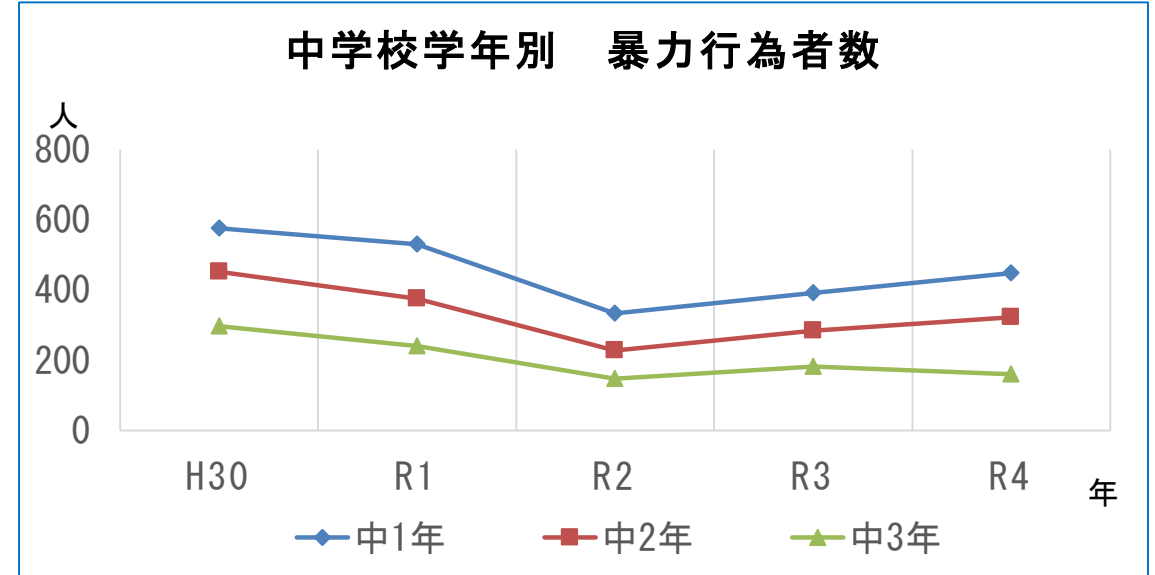
・小学校では、前年度と比べて生徒間暴力が290件（8.6%）減少しました。これまで微増が続いていましたが、初めて減少に転じました。

・中学校では、全ての形態において発生件数が増加しました。令和2年度まで減少が続いていた生徒間暴力は前年度に続き、増加しています。

1 暴力行為の状況 (2) 学年別暴力行為者数



	H30	R1	R2	R3	R4
小1	440	425	599	584	456
小2	512	491	664	599	603
小3	651	505	584	634	534
小4	691	566	558	495	534
小5	723	674	642	560	561
小6	712	708	531	548	484
合計	3,729	3,369	3,578	3,420	3,172

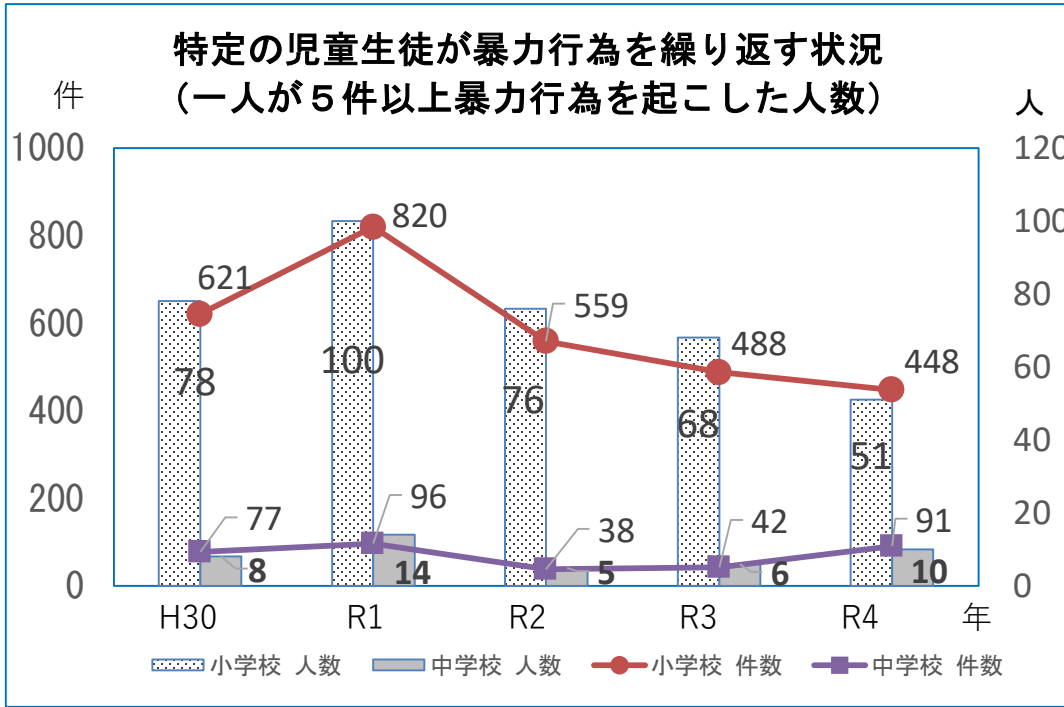


	H30	R1	R2	R3	R4
中1	577	530	333	392	448
中2	453	376	227	285	323
中3	297	241	148	183	161
合計	1,327	1,147	708	860	932

・小学校の暴力行為者数は令和2年度から学年間の差が小さくなっています。前年度比較では、1年生(128人)、3年生(100人)、6年生(64人)は減少、2年生(4人)、4年生(39人)、5年生(1人)は増加しています。

・中学校は、減少傾向が続いていましたが、令和2年度から1、2年生で増加しています。1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。

1 暴力行為の状況 (3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況



特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況 (R4 学年別人数と件数)

		人数	回数
小学校	1年	11	148
	2年	6	41
	3年	11	105
	4年	7	48
	5年	8	52
	6年	8	54
合計		51	448

		人数	回数
中学校	1年	1	5
	2年	7	70
	3年	2	16
合計	合計	10	91

- ・小学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から17人(25%)、件数は前年度から40件(8.2%)減少しました。
- ・中学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした生徒の数は前年度から4人(66.7%)、件数は前年度から49件(117%)増加しました。

今後の対応

- ・暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面や、その背景を共感的に理解し適切に支援する必要があります。学校は、引き続き「人権尊重の精神を基盤とする教育」の徹底や「発達支持的生徒指導^{*1}」「課題未然防止教育^{*2}」を推進し暴力行為の防止に努めます。
- ・生徒間暴力が最も多いことを鑑みると、学校においては、教育相談の充実や自己肯定感の育成のために子どもの社会的スキル横浜プログラム^{*3}の一層の活用が求められます。また、授業づくりや学校行事等の企画運営において、学校全体で特別支援教育の視点を踏まえた取組を進めます。
- ・児童支援・生徒指導専任教諭が中心となり、児童生徒の小さな変化に早期に気づき、速やかに専門家と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し「チーム学校」としての機能充実に努めていきます。

2 いじめ (1) いじめの認知件数・いじめの態様

いじめの認知件数

	H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028	3,860	62.6%
中学校	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220	832	59.9%
小中合計	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248	4,692	62.1%

- ・いじめの認知件数※4は前年度から小学校では3,860件(62.6%)増加、中学校では832件(59.9%)増加しました。小中合計では前年度から4,692件(62.1%)増加しています。
- ・いじめの態様については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」の2項目を合わせると小学校74.9%、中学校78.8%といずれも7割を超えています。

いじめの態様（複数選択解答）

	小学校		中学校		小中合計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	5,122	51.1%	1,420	64.0%	6,542	53.4%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	859	8.6%	207	9.3%	1,066	8.7%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	2,387	23.8%	329	14.8%	2,716	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	1,430	14.3%	164	7.4%	1,594	13.0%
金品をたかられる。	166	1.7%	40	1.8%	206	1.7%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	857	8.5%	125	5.6%	982	8.0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,619	16.1%	174	7.8%	1,793	14.6%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	348	3.5%	256	11.5%	604	4.9%
その他	334	3.3%	39	1.8%	373	3.0%
件数合計（複数回答）	13,122		2,754		15,876	
いじめの認知件数	10,028		2,220		12,248	

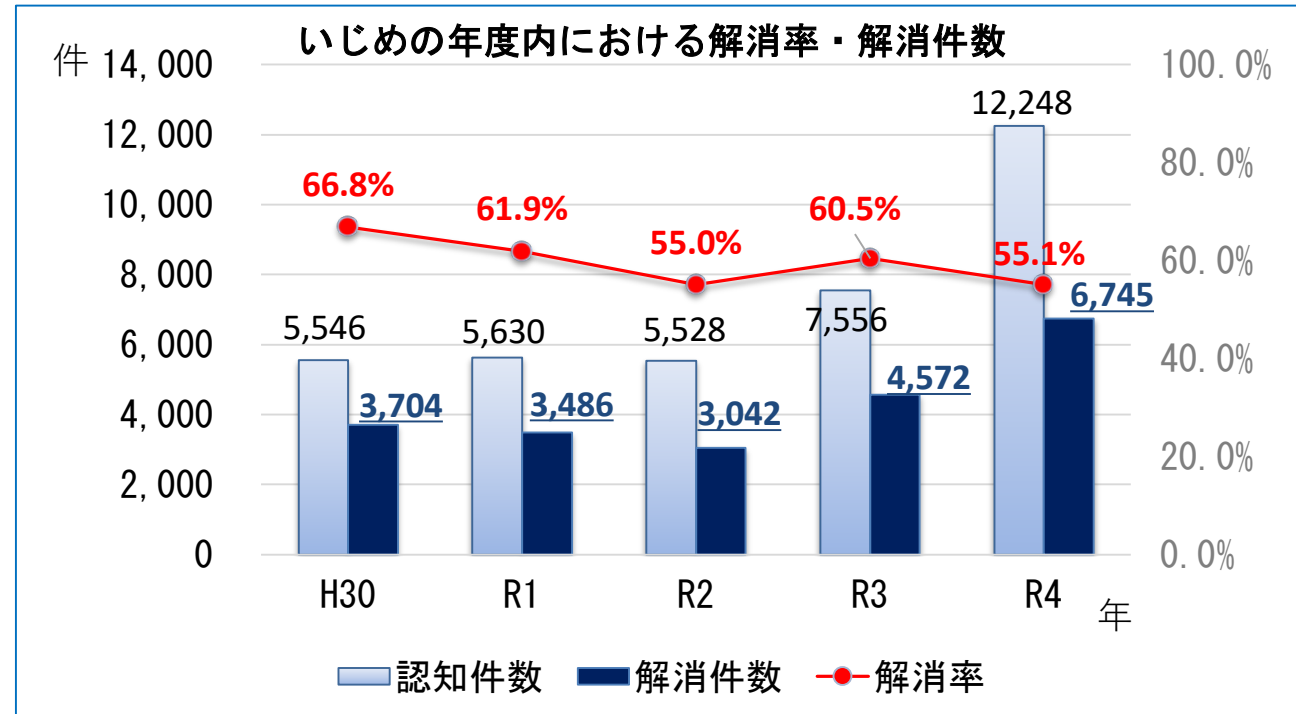
※ 割合：いじめ認知件数に対する各項目

2 いじめ (2) いじめの年度内における解消率・解消件数

小学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028
解消件数	2,785	2,738	2,545	3,810	5,640
取組中	1,338	1,627	1,982	2,358	4,388
解消率	67.5%	62.7%	56.2%	61.8%	56.2%

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220
解消件数	919	748	497	762	1,105
取組中	504	517	504	626	1,115
解消率	64.6%	59.1%	49.7%	54.9%	49.8%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248
解消件数	3,704	3,486	3,042	4,572	6,745
取組中	1,842	2,144	2,486	2,984	5,503
解消率	66.8%	61.9%	55.0%	60.5%	55.1%



- ・いじめの年度内の解消率^{※5}は小学校では56.2%、中学校では49.8%、小中合計で55.1%となっています。解消件数は小学校で1,830件増加、中学校で343件増加し、小中合計では2,173件増加しています。
- ・年度内に解消できなかったいじめ^{※6}について、県の調査に基づき、令和5年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和4年度のいじめ解消件数2,651件を加えた解消率は76.7%（前年度81.7%）となっています。

2 いじめ (3) いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	2,548	20.8%
学級担任が発見	1,530	12.5%
学級担任以外の教職員が発見	550	4.5%
養護教諭が発見	62	0.5%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	22	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	384	3.1%
●学校の教職員以外からの情報により発見	9,700	79.2%
本人からの訴え	4,117	33.6%
当該児童生徒の保護者からの訴え	4,483	36.6%
他の児童生徒からの情報	770	6.3%
他の保護者からの情報	264	2.2%
地域の住民からの情報	15	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	47	0.4%
その他（匿名による情報など）	4	0.0%
計	12,248	100%

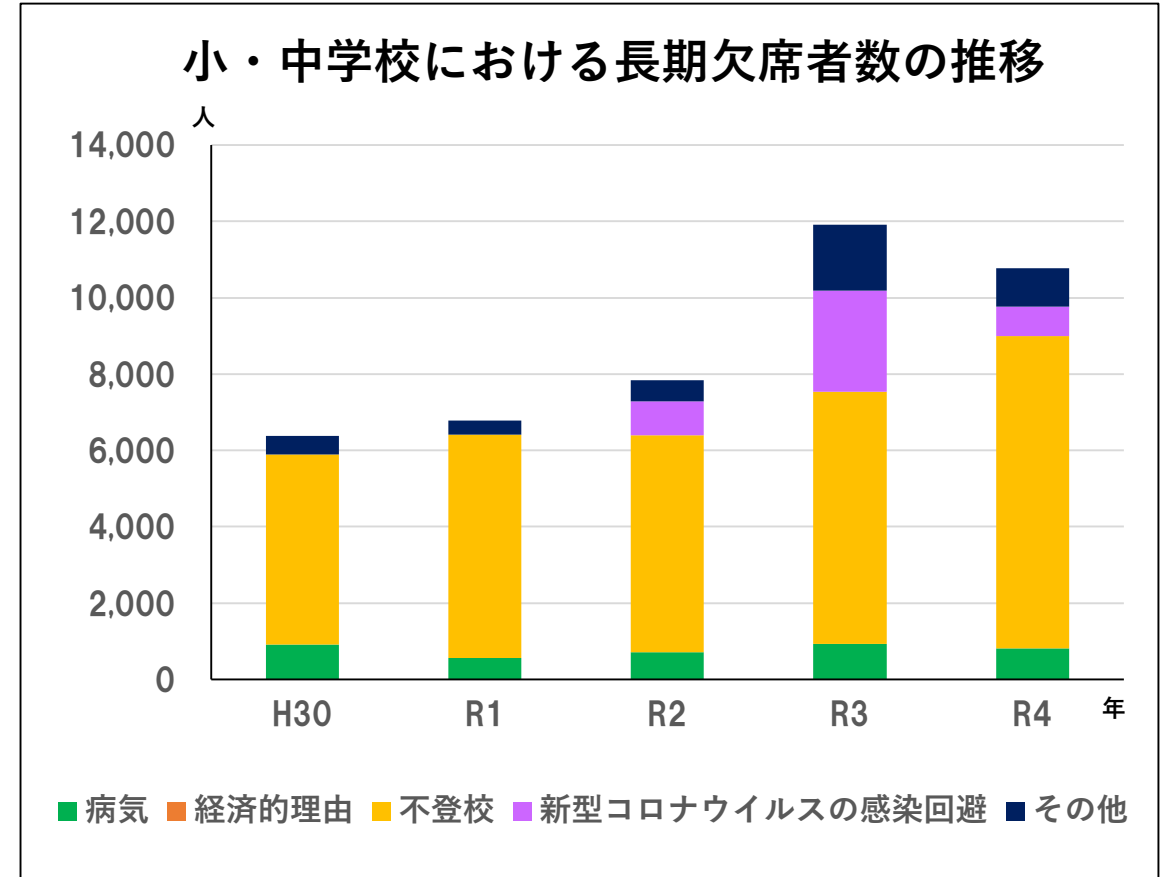
- いじめ発見のきっかけは「当該児童生徒の保護者からの訴え」4,483件(36.6%)、「本人からの訴え」4,117件(33.6%)の2つで全体の70%以上を占めています。

今後の対応

- いじめ認知件数が大きく増加した理由として、各学校長のリーダーシップのもと、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知するようになってきたことが挙げられます。今後も、早期発見・早期対応に努めます。
- いじめの未然防止の取組として、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を推進し、児童生徒がいじめの定義への理解を深め、相手意識を育めるように「横浜子ども会議^{*7}」の取組等を通して、いじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合う機会を充実させます。
- いじめの早期発見のために日頃から児童生徒、保護者と信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行っていきます。
- 5年度から「いじめ早期発見のための記名式アンケート」を実施しており、実施後の教育相談や見守りを確実に行う等、教職員が、児童生徒のSOSのサインを見逃さず受け止めることができるよう取り組んでいきます。

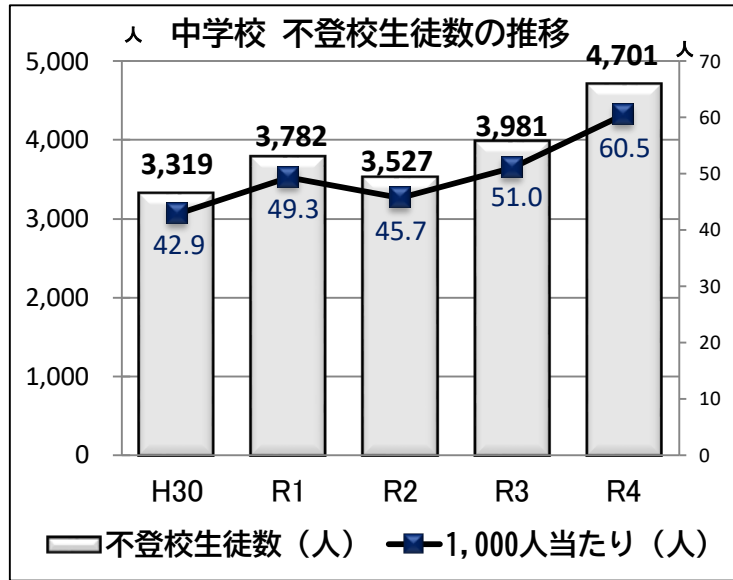
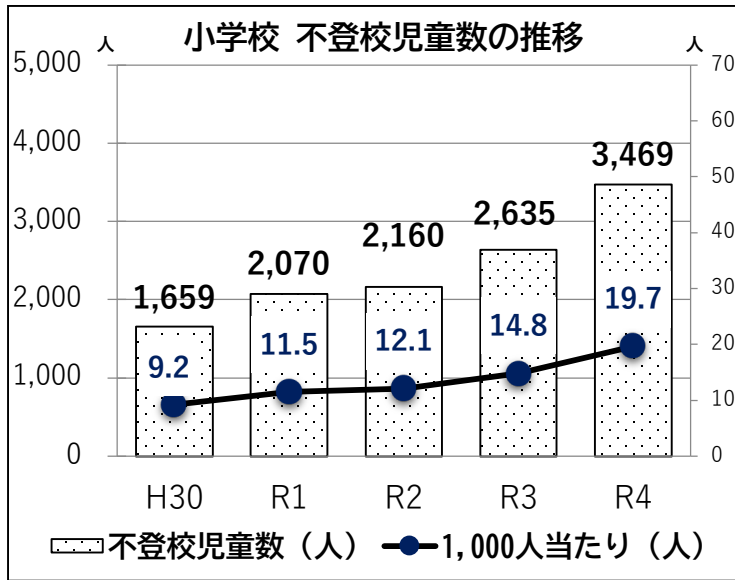
3 長期欠席の状況 (1) 長期欠席者数の内訳

		H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	病気	534	278	465	541	423	▲ 118	-21.8%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	1,659	2,070	2,160	2,635	3,469	834	31.7%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	685	2,041	603	▲ 1,438	-70.5%
	その他	355	282	460	1,319	835	▲ 484	-36.7%
	計	2,548	2,630	3,770	6,536	5,330	▲ 1,206	-18.5%
中学校	病気	375	281	250	387	396	9	2.3%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	3,319	3,782	3,527	3,981	4,701	720	18.1%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	200	601	181	▲ 420	-69.9%
	その他	134	93	88	401	163	▲ 238	-59.4%
	計	3,828	4,156	4,065	5,370	5,441	71	1.3%
計	病気	909	559	715	928	819	▲ 109	-11.7%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	4,978	5,852	5,687	6,616	8,170	1,554	23.5%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	885	2,642	784	▲ 1,858	-70.3%
	その他	489	375	548	1,720	998	▲ 722	-42.0%
	計	6,376	6,786	7,835	11,906	10,771	▲ 1,135	-9.5%



・長期欠席者のうち、不登校は前年度比で1,554人（23.5%）増加、病気は109人（11.7%）減少、新型コロナウイルスの感染回避は1,858人（70.3%）減少、その他は722人（42.0%）減少しています。小学校、中学校ともに、不登校の数が増加し、新型コロナウイルスの感染回避とその他が減少しています。長期欠席者の総数としては1,135人（9.5%）減少しています。

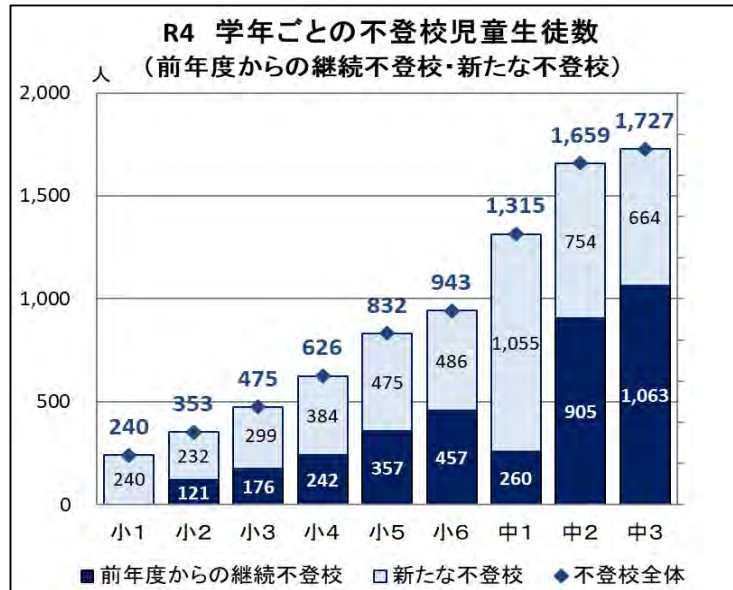
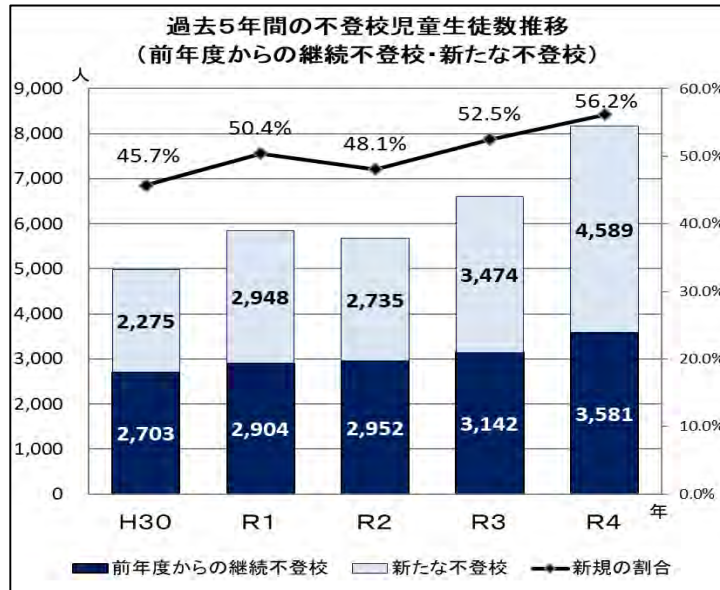
3 長期欠席の状況 (2) 不登校児童生徒数



欠席日数別不登校児童生徒数

区分	小学校			中学校		
	不登校児童数	1,000人当たり	割合	不登校生徒数	1,000人当たり	割合
欠席日数30～89日の者	1,853	10.5	53.4%	1,772	22.8	37.7%
欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	1,342	7.6	38.7%	2,346	30.2	49.9%
欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	274	1.6	7.9%	583	7.5	12.4%
合計	3,469	19.7	100%	4,701	60.5	100%

- ・ 小学校の不登校数は3,469人で1,000人あたり19.7人となっています。
- ・ 中学校の不登校数は4,701人で1,000人あたり60.5人となっています。
- ・ 小学校では30～89日欠席の児童が1,853人(53.4%)、中学校では欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方が生徒が2,346人(49.9%)と約半数になっています。出席10日以下の児童生徒は小学校で274人(7.9%)、中学校では583人(12.4%)となっています。
- ・ 新たに不登校となった児童生徒が、不登校全体の56.2%(前年度52.5%)です。
- ・ 中学1年生の不登校生徒数に占める新たな不登校の人数は1,055人、継続不登校の人数は260人です。中学1年生の新たな不登校の割合が、他の学年と比べ最も高くなっています。



3 長期欠席の状況 (3) 不登校の要因

不登校の要因と考えられる状況

区分 学校種		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	急激な変化	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	1	257	97	114	14	0	16	97	47	285	62	376	1,829	274
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	152	82	271	24	1	16	44	34	359	73	232	274	
	③小学校の①+②の合計	1	409	179	385	38	1	32	141	81	644	135	608	2,103	274
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	0	529	36	301	64	16	14	154	78	186	106	526	2,404	287
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	241	35	341	45	17	18	32	62	191	103	244	330	
	③中学校の①+②の合計	0	770	71	642	109	33	32	186	140	377	209	770	2,734	287
計	①合計	1	786	133	415	78	16	30	251	125	471	168	902	4,233	561
	②合計	0	393	117	612	69	18	34	76	96	550	176	476	604	
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.0%	9.6%	1.6%	5.1%	1.0%	0.2%	0.4%	3.1%	1.5%	5.8%	2.1%	11.0%	51.8%	6.9%

・不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.6%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が5.8%、本人に係る状況では「無気力・不安」が51.8%と高い割合を占めています。

3 長期欠席の状況 (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等 (複数回答)

(人)

今後の対応

- ・日々の学校生活や中学校進学時において、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」に取り組み、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。
- ・不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の視点を加えたチーム学校でアセスメントを行い、学校、家庭、関係機関で情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をしていきます。
- ・学校の担任や児童支援・生徒指導専任教諭等は、不登校児童生徒やその保護者を孤立させないためにも、家庭訪問や電話連絡等により、家庭とのつながりを絶やさないよう今後も取り組んでいきます。
- ・学校内外の場において、不登校状態にある児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に引き続き取り組んでいきます。

		学校外							学校内			合計	学校内外の機関等で相談・指導を受けていない人数※
		教育支援センター	機関	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関	専門的教諭による指導	相談員等による専門的相談		
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903	362	
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906	1,245	
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809	1,607	
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424	468	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449	1,314	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873	1,782	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422	583	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886	1,454	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308	2,037	
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,320	980	
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	2,994	1,682	
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	5,314	2,662	
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	2,760	1,390	
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	3,084	2,267	
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	5,844	3,657	

※ 学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

- ・相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く2,566人です。
- ・学校外での相談は「病院・診療所」が最も多く1,133人です。

※注釈

※1 「発達支持的生徒指導」

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立つ。

※2 「課題未然防止教育」

すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施。

※3 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成される。

※4 「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する（平成27年8月 文部科学省）との見解に基づき、認知件数の向上に努めている。

※5 「いじめの解消している状態」

「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）（「いじめ防止等のための基本的な方針」H29年3月改定 文部科学省）

※6 「解消できなかったいじめ」

いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（令和2年11月 文部科学省）

※7 「横浜こども会議」

「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

※本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）	「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）
<ul style="list-style-type: none">・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った・ 教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた・ 定期的に来校する教育相談員を殴った・ その他、教職員に暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）	「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）
<ul style="list-style-type: none">・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 教室の窓ガラスを故意に割った・ トイレのドアを故意に壊した・ 補修を要する落書きをした・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した・ 他人の私物を故意に壊した・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

※本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。
- 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

※本調査における定義・調査基準

3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。

理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者 ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者
「経済的理由」	
家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。	
「不登校」	
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。	
「新型コロナウイルスの感染回避」	
新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。	